

中国における「国家機関」の刑事責任について

周 振 傑

はじめに

2008年8月に河北省石家荘市で起こった三鹿毒ミルク事件および2010年5月に判決が下された、中国で最大の家電販売会社と呼ばれる国美株式会社の単位贈賄事件をはじめとする重大な害悪を及ぼした多数の事件を契機に、中国で単位犯罪の範囲、単位犯罪事件における組織責任と個人責任の関係、単位犯罪事件における共犯問題および単位に利益を図るという目的の単位犯罪の構成要件における位置付けなどの問題をめぐる議論は激しく再燃している⁽¹⁾。そのうち、もっとも注目されているのは、2006年の新疆ウイグル自治区ウルムチ鉄道運輸中級人民法院（日本でいう裁判所、以下、ウルムチ鉄道中院という）収賄事件によって喚起された国家機関の刑事責任問題である。この問題を分析し、かつそれに答えるために、本稿は、まず、中国における国家機関の範囲および近年の事例を紹介し、第二に、国家機関の刑事責任をめぐる肯定論と否定論との論拠を総括して、筆者の立場を説明し、第三に、司法機関の刑事責任を検討することとする。

1 国家機関の範囲と近年の事例

(1) 国家機関の範囲

1997年に改正された中国の現行刑法典（以下、97年刑法という）第30条は、「会社、企業、事業単位、機関または団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が単位犯罪と規定するときは、刑事責任を負わなければならない」と規定している。ここでいう「機関」とは、国家機関であると解されるべきことに議論はないが、具体的にどの国家機関が刑法第30条においての「機関」に当たるかをめぐって、広義論と狭義論との対立が存在している。広義論によると、単位犯罪の主体に当たる国家機関とは、国家予算を独立した活動経費とし、国家

管理および公共事務管理活動に従事する中央および地方各級組織であり、主に国家行政機関、国家立法機関、国家審判機関、国家検察機関、国家軍事機関をさす。これに対して、狭義論は、刑法における国家機関というものは、中央国家機関を除き、地方国家行政機関に限られるべきであるとする⁽²⁾。

私見では、「機関」を国家機関と解する以上、中国憲法にしたがってその範囲を画すべきであろう。現行憲法第3章によると、国家機関というものに含まれているのは、全国人民代表大会とその常務委員会（第57条）、国家主席（第79条）、国务院（第85条）、中央軍事委員会（第93条）、地方各級人民代表大会とその常務委員会（第96条）、地方各級人民政府（第95条）、住民委員会と村民委員会（第111条）、民族自治地方の自治機関（第112条）、最高人民法院（裁判所）と地方各級人民法院と軍事法院とその他の専門人民法院（第124条）、最高人民検察院と地方各級人民検察院と軍事検察院とその他の専門人民検察院（第130条）がある。したがって、上述の広義論が、原則として妥当だと思われる。

しかしながら、全国人民代表大会とその常務委員会、国家主席、中央軍事委員会および国务院は、中華人民共和国を代表するものである。換言すれば、それらのいずれも刑事責任を負わせることは、中華人民共和国に対して刑事責任を追及することになる。ただし、国家の刑事責任は、諸外国において存在していないのと同時に、「企業に対してなんらかの措置をとることへの要求は、現在の国際法がまだ企業に法的な責任を負わせていない場合、とりわけ刑事上の責任を負わせていない場合にのみ、認められる。企業の責任の領域のほか、国際刑事法の領域においても、多くの文書が存在しているが、これらのなかには企業に直接刑事責任を負わせるものは全く存在しない。」⁽³⁾したがって、国家機関に刑事責任を追及することができるとしても、国家主席および

国務院などの国を代表する機関は、97年刑法第30条における『国家機関』を構成しないとすべきだと思われる。

なお、最高人民法院の『単位犯罪案件の処理において具体的に法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈』（1999年）第2条によれば、個人が違法な犯罪活動のために設立した企業、事業単位が犯罪を実行したとき、又は単位の設立に乗じて犯罪の実行をその重要な活動としたときは、単位犯罪として処断しないということである。もう1つの重要な点は、最高人民法院の「全国法院の金融犯罪案件審理に関する座談会紀要」（2001年）によれば、以下の場合、大きな単位の内部機関および支部によって行われた刑法に違反する行為も、その単位による犯罪として扱われることになり、すなわち、その内部機関および支部が、自分の名義でもって罪を犯し、かつ違法所得を自分の財産として持っていることである。この解釈からすると、具体的国家機関そのものだけでなく、その所属部門およびそれに属する事業単位も、97年刑法第30条の定めている『機関』として罰せられうる。例として、中国国務院の各部、委員会および各部、委員会に所属する研究所などの事業単位があげられる。

(2) 近年の事例

単位刑事責任が1987年に改正された『税関法』を通じて中国刑事立法に導入されてから現在に至るまで、実務では、国家機関を起訴し、または有罪とした事件は、わずか数件である。例えば、1994年5月、中国山東省乳山市商業局は、1988年1月に公布された「全人代常務委員会密輸の罪を処罰することに関する補充規定」によって規定された密輸罪で有罪とされて、その局長は死刑に処された⁽⁴⁾。もう一つの例として、2000年4月、中国黒竜江省慶安県人民検察院は、97年刑法387条によって定めている単位収賄罪で有罪とされて⁽⁵⁾、罰金に処されたという事件があげられる⁽⁶⁾。現在における国家機関の刑事責任をめぐる議論の呼び水は、2006年7月、ウルムチ鉄道中院が単位収賄罪で起訴された事件である。検察院の起訴状によると、ウルムチ鉄道中院は、2002年から2005年までのおよそ3年間、慰謝料などの名目でいくつかの会社から451万円の賄賂を受け取ったのである⁽⁷⁾。

第一次公判にあたって、被告単位の弁護人は、

97年刑法30条の規定が司法機関の刑事責任を排除していないものの、人民法院が有罪とされれば、それは憲法によって与えられる裁判の役割を引き続き果たせるのか、それに加えて、有罪とされた人民法院は存置されるべきかまたは解散させられるべきかと抗弁して、さらに立法機関が、97年刑法第387条における『国家機関』を解釈することによって明確に国家管理職権を行使する政府などの機関および司法機関をそれから排除すべきだと主張した⁽⁸⁾。さまざまな事情に配慮して、第一次公判後、公訴機関は、その起訴状を変更して、被告人をウルムチ鉄道中院から犯行に関与したその主要な主管者などの個人に変更した。換言すれば、ウルムチ鉄道中院に対する控訴を撤回したということになる⁽⁹⁾。

2 肯定論と否定論との対立

上述のウルムチ鉄道中院事件について、現行憲法および97年刑法の規定によれば、国家機関に刑事責任を負わせることができるのは一般的である。例えば、中国社会科学院法学研究所劉仁文教授は、「裁判所は、刑事事件の被告人とされることに法律上の支障は存在していない。中国の刑法は、明確に国有機関、国有会社、企業、事業組織および人民団体が他人に財物を要求しまたは不法にこれを收受する場合、単位収賄罪を構成すると規定している。裁判所は、法によって規定されている国家機関に当たるので、他の国家機関が刑事被告人とすることができる限り、裁判所を含む司法機関は、法にしたがって刑事責任を負うのは、当然のことである」⁽¹⁰⁾と述べて、中国司法省研究室劉武俊准教授も、「司法機関を刑事事件の被告人とすることは、めったにないことであるが、それは法理的な根拠を欠くものではない。法の前には何人も平等であり、訴訟手続の前には何人も平等である。自然人も法人も、ここでいう『人』というものである。裁判所は、国家審判機関という特殊な身分を持つからといって、民事責任と刑事責任を含む法律責任を免れてはならない」⁽¹¹⁾と評論した。しかしながら、理論的には、国家機関に刑事責任を追及すべきか否かをめぐり、否定論と肯定論とは対立している。

(1) 否定論の論拠

否定論の論拠は、以下のように総括することができる。第一に、国家機関に刑事責任を追及すること

は理論的基礎を欠くことである。すなわち、「欧米諸国の学者の論じてきた法人の本質というものは、会社および企業に向けられるものである。それゆえ欧米諸国の刑事立法の規定している法人犯罪は、会社犯罪および企業犯罪に限定されている。中国が国家機関を犯罪の主体としていることには、参照することができる欧米圏における国家の理論が存在していない一方で、事前に十分な理論的研究を行わなかったことによるのである。つまり、中国の刑法の規定は、理論的な根拠を欠くといえるということである。」¹²⁾

第二に、実務では、国家機関の刑事責任に関する規定は、あまり執行されていないことである。例えば、「丹東、煙台、海南で起こった自動車密輸事件においても、2006年のウルムチ鉄道法院事件においても、国家機関は、刑事責任を問われなかったのである。……国家機関が犯罪の主体を構成することができるとの規定が、現在に至るまで実際に執行されていないとの事実は、その妥当性を考え直すべきであることを物語っている。」¹³⁾

第三に、国家機関は刑事制裁の結果を引き受けられないことである。すなわち、「97年刑法は、単位犯罪に対する処罰として罰金のみを規定している。国家機関の性質と他の単位のそれとの間に大きな相違が存在しているとの事実からいうと、それを経済的な処罰に処することがもたらす効果もずいぶん異なるはずである。……国家機関の役割は、国家に正常に機能を果たさせることおよび人民の根本的な利益を保護することである。国家機関を経済的な処罰に処することは、以上の機能を果たす能力を害すると同時に、国家と人民の自らの利益に損害を及ぼす。国家機関に対する処罰は、国家にとって罰せられる機関への予算を増加しなければならないこと意味する。換言すれば、国家にお金を右のポケットから左のそれに移動させるにすぎない。したがって、それは、実質的意義を有しないと同時に、処罰することを通じて教育を行う目的を実現させられないばかりか、国家機関の権威をも害する。」¹⁴⁾

第四に、外国の立法も、国家機関の刑事責任を認めていないことである。「諸外国の立法から見れば、英米圏における諸国は国家機関の刑事責任に関する規定を設けていないし、ドイツは法人犯罪さえ認めていないし、フランスは法人犯罪を認めるが、明確に国家機関は犯罪を構成できないと定めているし、

日本は行政刑法において法人犯罪を規定しているが、国家機関の刑事責任に関する規定を設けていない。法哲学からすると、行政権と司法権とは、同じレベルで存在しているわけであり、両者は、互いに干渉してはならないとされる。司法機関が行政機関を有罪とすることは、明らかに行政権への干渉である。だからこそ、フランスと日本とは、国家機関の刑事責任を否定している。この点には、参照する価値がある。」¹⁵⁾

最後に、国家機関を犯罪の主体とするのは、憲政上の難題を引き起こすことである。97年刑法によると、國務院と最高人民法院と最高人民検察院等の最高国家機関も犯罪の主体になれるのである。ただし、憲法によると、「関連する国家機関は、外国に対して国家を代表するものであり、国内に対して国家権力を運用して国家事務を管理しおよび司法権を行使するものである。国家機関を犯罪の主体として罰することは、その担う機能とまったく符合しないと言わざるを得ないと同時に、国家機関と大衆とを気詰まりな境地に陥れるに決まっている。地方国家機関のみを犯罪の主体としても、これは極めて滑稽である。ある地方の住民は、犯罪者とされた国家機関の管理を認められるのか、犯罪者に法律を守る公民を管理させるべきなのか、犯罪者はどのように国家権力を行使すべきなのか。これは、憲政上の難題を生じさせないのか。」¹⁶⁾

(2) 肯定論の論拠

上述の否定論の論拠に対して、肯定論の立場に立っている論者は、以下の論拠をあげて否定論に反論した。第一に、国家機関は、犯罪の主体としての単位の特徴を有して持っていることである。97年刑法の定める「単位」というものは、法律にしたがって設立され、一定の組織性を有し、独立した財産と経費とを有し、自分の名義でもって社会活動に従事することができ、権利を享有し義務を負う組織である。中国の『民法通則』からすれば、法人格をもつ国家機関には、以下の特徴がみられる。すなわち、①法律にしたがって成立すること、②国家編制にしたがって募集される構成員をもつこと、③配分される国家資金を独立した経費としていること、④法律にしたがって国家権力を行使し国家の役割を実現させる活動に従事することである。このような事実からすると、国家機関は、犯罪の主体としての「単

位」の特徴を具備しているといえる。換言すれば、それは、犯罪の主体を構成することができるということになる¹⁷⁾。

第二に、「理論的にいえば、機関を犯罪の主体とすべき理由は、二つある。一つは、機関は、常に正しく国家の役割を果たすわけではないということである。それは、それによって管轄される地方の利益を保護するために、正常な軌道を逸脱または法律に違反して犯罪を実行するかもしれない。もう一つは、市場経済の下、外界の経済的な誘惑の影響により、機関は、憲法と法律によって与えられた権力を利用して金儲けをするために、犯罪を実行するかもしれないということである。」¹⁸⁾

第三に、国家機関による犯罪行為は、確かに存在していることである。すなわち、「総じて言えば、機関の罪を犯す可能性が高くないとはいえ、その可能性は客観的に存在している。実務において機関による犯罪事件が極めて少ないとしても、法律が機関を犯罪の主体として規定する必要はある。それに、ある機関を処罰することは、他の機関に警戒心を高め、自律を向上させることに役立つと思われる。」¹⁹⁾ 筆者も、上述のウルムチ鉄道中院事件が示すように、司法機関を含む国家機関による犯罪の存在は、否定できない事実だと思われる。

(3) 筆者の立場

筆者は、肯定論が原則として妥当であって、さらにその論拠として以下の三点の理由を加えることができると思う。第一に、欧米圏における諸国は、国家機関の刑事責任を規定していないわけではないことである。例えば、「法人は罪を犯すことができない」というローマの法諺を信じてきたフランスは、国内での企業犯罪の危害に脅かされたため、1992年に刑法典を修正することによって企業の刑事責任を導入した²⁰⁾。改正された刑法典121-2条は、「国を除き、法人は、その計算により、その機関またはその代表者によって行われた犯罪について刑事責任を負う」と規定している。ここでいう「法人」というものに含まれているのは、商社会、民事組合、営利・非営利法人および政治団体等の私法上の法人だけでなく、公法上の法人もある。すなわち、国以外の地方公共団体（市、州、県）は、刑事責任を問われうる。実務中、制裁を受けるのは、主として私人であるが、公法上の法人のいくつかも制

裁を受けることができる。例えば、遠足で子供が川で溺死した事案について、市の責任を問うことができたものである（T. corr. Grenoble 15 sept. 1997）²¹⁾。イギリスも、2006年に『2007年企業致死罪法』（Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007）を公布し、企業致死罪の事件において、企業処罰の範囲を判例法上の法人から会社、行政機関、王室組織および労働組合等の組織にまで拡大した²²⁾。

第二に、憲法は、明確に国家機関には刑事責任を追及してはならないという禁止規定を設けていないことである。確かに、憲法の規定によれば、国家機関は、法律にしたがってその機能を実現しなければならないのである。例えば、憲法第107条は、「県級以上の地方各級人民政府は、法律の定める権限にもとづいて、その行政区域内における経済、教育……および計画出産その他の行政活動を管理し、決定および命令を發布し、行政要員の任免、研修、考課および賞罰を行う」と規定している。しかしながら、これは、国家機関の刑事責任を禁止することを意味しない。それに、中国の『民法通則』第三章は、国家機関は、国有企業、事業体及び社会团体と同様に、法人の一種であって、法律にしたがって活動を行わなければならないとし、同法49条は、明確に「企業法人に以下に掲げる事由の一つがある場合、企業が負う責任以外に、法定代表者に行政処分、罰金を科すことができるほか、犯罪を構成する場合は、法律により刑事責任を追及する。……⑥法律で禁止されたその他の活動に従事して、国家の利益または社会公共の利益に損害を与えた場合」としている。同様に法人格を有する国有企業と事業体が、国家または社会に損害を及ぼした場合、刑事責任を負わなければならないが、その場合は、国家機関にはそれを負わせない理由は存在するのか。国家機関に刑事責任を負わせることは、憲政上の難題をもたらすとすれば、国有企業および全国总工会などの事業体にそれを負わせるのは、同様の難題をもたらすともいべきだと思われる。なぜかという、中国では、国有企業、工会、青年連合会および婦女連合会などの組織も、行政機関と同様に一部の国家機能を果たしているものとみられ、それらの事業体に刑事責任を追及することには争いはほとんどないといわれているからである。

第三に、企業刑事責任の歴史からすると、外国に

においても中国においても、それを認めるか否か、さらにどこまで認めるかに関する選択は、理論的な決断ではなく、主に企業に刑罰を適用することを通じて企業による違法行為を抑止するという政策目的によって決定されたものであるといえそうである²³⁾。したがって、立法機関は、現存している国家機関による犯罪行為を抑止することに刑事罰が必要だとすれば、国家機関の刑事責任を認めることが、自然な選択だと思われる。こういう事実からすると、上述の否定論の「国家機関の刑事責任に関する規定は、あまりに執行されていない」という論拠は、現在の立法を否定する理由ではなく、逆に、将来的に適切な設置をとってその規定を活用しなければならないことを示していると思われる。

3 司法機関の刑事責任

国家機関の刑事責任に関する議論のうち、司法機関の刑事責任は、最も激しく議論されている。上述のウルムチ鉄道中院事件について、被告単位の弁護人ばかりか、国家機関の刑事責任を支持する学者の中にも、司法機関には刑事責任を追及しないほうがよいという声は高い²⁴⁾。そこで、本稿は、もっと詳しく司法機関の刑事責任を論ずることにしたい。

筆者の知っている限り、確かに諸外国では司法機関に刑事責任を追及することができない。ただし、外国でいう司法機関というものは、裁判所のみをさすのに対して、中国では司法機関というものに含まれるのは、裁判所だけでなく、検察院も含まれる（憲法第124条及び第130条）。他方で、分権制を採用している諸国では、司法機関と立法機関と行政機関との間に、相互独立・監督の関係が存在している。例えば、アメリカ憲法では、立法、行政、司法権を互いに分離された議会、大統領、裁判所に分属させ、その相互間における様々な抑止均衡設置を定めている。すなわち、「大統領をはじめ連邦の公職に在職する者は議会議員となることができないが、大統領は議会に対して立法勧告を行うとともに、議会の可決した法律に対して承認又は拒否権の行使ができる。大統領の行う人事指名と条約締結については、上院の承認が必要とされる。議会は、大統領その他の職員に対し、下院による訴追、上院による裁判（大統領の裁判では最高裁判所長官が議長となる）を行う。裁判所は違憲審査を行い。他方、大統領は上院の承認を得て裁判官を指名し、議会は裁判官の訴

追、弾劾裁判を行うとともに、裁判所の構成・管轄等についての立法を行う。』²⁵⁾

これに対して、中国では司法機関は決して独立したのではない。中国の根本的な政治システムは、人民代表大会制であり、憲法第3条第3項の「国家の行政機関、裁判機関および検察機関は、いずれも人民代表大会によって組織され、これに対して責任を負い、その監督を受ける」との規定が示しているように、各級裁判所はそれを組織した人民代表大会に対して責任を負わなければならないのである。それに、司法機関は、執政党の指導を受けなければならない。憲法の序言は、はっきり「中国諸民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、……社会主義の諸制度を絶えず改善し、社会主義的民主主義を發展させ、社会主義法制を健全化し……。（第6段落）」と規定している。中国共産党規約総綱も、「中国共産党は人民を指導して、社会主義的民主を發展させ、社会主義的法秩序の健全化をはかり、人民民主独裁を強固なものにしていく。国政と社会の事柄を管理し、経済と文化事業を管理する人民の権利を確実に保障し、中国の社会主義制度を破壊しようとするあらゆる敵対分子や社会の安全にゆゆしい気概をもたらす者に断固たる打撃を与えなければならない。（第11段落）」と明記している。

一言でいえば、現在における中国の立法からすると、司法機関というものは、行政機関と同様に中国共産党および人民代表大会の指導の下で一部の国家管理機能を担当する組織にほかならない。米国、フランスおよび日本などの国における司法機関に比べると、それは、異なる機能を与えられ、異なる立場に立っているといつてよい。したがって、司法機関は独立して裁判の役割を果たせない、かつ行政機関と同様に扱われる限り、それに刑事責任を追及するのは妥当でないとはいえないと思われる。しかしながら、現代社会における司法機関の役割に鑑み、中国は、憲法に規定されている権力構造を再編し、司法機関に独立して人権保護と法益保護を使命とする裁判の機能を果たさせなければならないであろう。

おわりに

以上、本稿は、中国における国家機関の刑事責任をめぐる議論を総括し、かつ現在における論争に基づいて国家機関の刑事責任を肯定すべき理由を論じた。結論として言えば、刑事罰を通じて組織によ

る犯行を抑止する政策目的および国家機関による犯罪は存在している事実からすると、国家機関に刑事責任を負わせることは、原則として妥当である。しかしながら、国際法および諸外国の立法に照らして、全人代、國務院および国家主席などの国を代表する機関には刑事責任を追究してはならないとすべきだと思われる。

伝統的には、中国刑法理論は個人責任および道義的責任に基づくものであり、単位刑事責任は、1980年代に外国から輸入された政策的道具といってもよい²⁶⁾。そこでは、単位犯罪および単位処罰に関する理論は、中国でそれほど重視されていないとされている。とはいえ、2000年以降、単位による違法行為の増加および多数の大きな害悪を及ぼした事件は、今後真剣に単位犯罪抑止に取り組まなければならないことを物語っている。中国の現実を掘り下げて単位犯罪の範囲、単位犯罪事件における組織責任と個人責任との関係および企業法令遵守計画などの課題を研究し、そして合理的なアドバイスを提出することは、われわれ研究者の責務ではなからうか。本稿は、このような意識の下での一つの試みである。

注

- (1) 中国刑法における「単位」とは、社会活動の主体である国家機関、団体、企業等の法人および法人でない組織をいう。そこでは、中国における「単位犯罪」というものは、おおよそ日本でいう法人犯罪と英米国家でいう企業犯罪に相当する。
- (2) 馬克昌「機関不宜規定為單位犯罪的主体」人民檢察 21号 (2007) 5頁参照。
- (3) マルク・エゲルハルト (松田正照訳)「企業の国際的な刑事責任」『企業と法創造』第6巻第3号 (2010年) 156頁。
- (4) この事件について、馮軍「新刑法における単位犯罪」西原春夫編『日中比較経済犯罪』(成文堂、2004年) 230頁以下参照。
- (5) 97年刑法 387条は、「国家機関、国有会社、国有企業、事業体又は人民団体が、他人に財物を要求しまたは不法にこれを収受して、他人のために利益を図り、情状が重い場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任は、5年以下の懲役または拘留に処する」と規定している。
- (6) この事件について、朱建華「単位犯罪主体之質疑」現代法学 30巻1号 (2008) 91頁参照。
- (7) 法制日報 2007年3月25日。
- (8) 海峡都市報 2006年7月9日。
- (9) 前掲注(7)。
- (10) 前掲注(8)。
- (11) 前掲注(8)。
- (12) 馬克昌・前掲注(2) 6頁。
- (13) 馬克昌・前掲注(2) 6頁。
- (14) 左振傑「論国家機関不能成為犯罪主体」西安社会科学 第26巻第4号 (2008) 109頁。
- (15) 賈凌=曾粵興「国家機関不應成為單位犯罪的主体」法学 11号 (2006) 39頁。
- (16) 朱建華・前掲注(6) 90頁。
- (17) 郭建華「国家機関應該成為犯罪主体」宜賓学院学報 2号 (2008) 80頁以下。
- (18) 張目「單位犯罪的理論與實務」中国刑事法雜誌 2号 (1998) 17頁。
- (19) 王良順『單位犯罪論』(中国人民公安大学出版社、2008年) 140頁。
- (20) See Leonard Orland and Charles Cachera (1995-1996) *Corporate Crime and Punishment in France: Criminal Responsibility of Legal Entities under the New French Criminal Code*, *11 Conn. J. Int'l L.* 111.
- (21) ジャン=ポール・セレ (岡上雅美訳)「フランスにおける法人の刑事責任の展開」企業と法創造 3巻4号 (2007) 37頁参照。
- (22) イギリス司法省のホームページ (<http://www.justice.gov.uk/publications/corporatemanslaughter2007.htm>) 参照。
- (23) 各国の企業刑事責任の歴史について、See Osvaldo Vazquez, *The History and Evolution of Corporate Criminality*, Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=978883> (2007), and Leonard Orland and Charles Cachera, *supra* note 20.
- (24) 前掲注(8)。
- (25) 大森政輔、鎌田薫編『立法学講義』(商事法務、2006年) 403頁—404頁。
- (26) この点について、拙稿「中国における企業処罰：歴史、現状およびその改革」企業と法創造第6巻2号 (2009年) 346頁以下参照。